

(1) 給与所得者の場合に対象となる収入

会社員などの場合は、給料・ボーナス・残業などの諸手当の合計で税金や社会保険料などを差し引く前の年間総収入金額が基準算定の対象となります。

ただし、通勤手当（一定額以下のもの）など課税対象外の給与などは含みません。

勤務等の状況	対象となる期間及び金額の計算方法
・現在の勤務先に前年1月1日以前から引き続き勤務している方	前年1月1日～12月31日までの年間総収入金額（前年分源泉徴収票の支払金額）
・現在の勤務先に前年1月2日以降に就職し、申込日現在で1年以上経過している方	就職の翌月から12か月分の総収入金額
・現在の勤務先に就職してから申込日現在で1年を経過していない方	収入（就職した月の翌月から申込月の前月まで）－ボーナス <hr/> 勤務月数（就職した月の翌月から申込月の前月まで） ×12＋ボーナス（支給分のみ） 上記で計算される推定の年間総収入金額
・現在の勤務先の就職して、申込日現在、1か月を経過していない方	0円とする

上記により算出した収入を次のとおり所得に計算します。

年間総収入（支払い金額）	年間総所得の計算式	
650,999円まで	年間総所得金額＝「0」円	
651,000円から1,618,999円まで	年間総収入（支払）金額－650,000円＝年間総所得金額	
1,619,000円から1,619,999円まで	年間総所得金額＝「969,000」円	
1,620,000円から1,621,999円まで	年間総所得金額＝「970,000」円	
1,622,000円から1,623,999円まで	年間総所得金額＝「972,000」円	
1,624,000円から1,627,999円まで	年間総所得金額＝「974,000」円	
1,628,000円から1,799,999円まで	次のとおり端数整理します。 (イ) . 年間総収入（支払）金額÷4,000で算出した金額の小数点以下を切り捨てる。 (ロ) . 上記（イ）に4,000を掛ける。 (ハ) . (ロ) を右の式にあてはめる。	
1,800,000円から3,599,999円まで		左のとおり端数処理した年間総所得金額×0.6＝年間総所得金額
3,600,000円から6,599,999円まで		左のとおり端数処理した年間総所得金額×0.7－180,000＝年間総所得金額
6,600,000円から9,999,999円まで	左のとおり端数処理した年間総所得金額×0.8－540,000＝年間総所得金額	
10,000,000円以上	年間総収入（支払）金額×0.9－1,200,000円＝年間総所得金額	
	年間総収入（支払）金額×0.95－1,700,000円＝年間総所得金額	

(2) 事業所得者などの場合に対象となる収入

自営業者などで税金を自主申告（納付）する方は、総収入金額から必要経費を控除した額の事業所得・利子所得・配当所得などの年間総所得金額が対象になります

勤務等の状況	対象となる期間及び金額の計算方法
・前年1月1日以前から申込日現在まで同じ事業を営んでいる方	前年1月1日～12月31日までの年間総所得金額（前年分所得税確定申告書または所得証明書の所得額の金額）
・前年1月2日以降に現在の事業を開始し、1年以上経過している方	事業開始の翌月から1年間で得た総所得金額
・現在の事業を開始してから申込日現在で1年を経過していない方	$\frac{\text{収入（事業開始月の翌月から申込月の前月まで）} - \text{必要経費}}{\text{事業月数（事業を開始した月の翌月から申込月の前月まで）}} \times 12$ 上記で計算される推定の年間総所得金額

(3) 年金所得者の場合に対象となる収入

国民（老齢）年金、厚生（老齢）年金、年金基金、恩給、各種共済年金などの年金で所得税が課税されるものが対象となります。上記の年金収入を次のとおり所得に計算します。

年齢	年間総収入金額	年間総所得の計算式
65歳以上の方	1,200,000円まで	年間総所得金額＝「0」円
	1,200,001円から3,299,999円まで	年金の総収入金額－1200,000円＝年間総所得金額
	3,300,000円から4,099,999円まで	年金の総収入金額×0.75－375,000円＝年間総所得金額
	4,100,000円から7,699,999円まで	年金の総収入金額×0.85－785,000円＝年間総所得金額
65歳未満の方	700,000円まで	年間総所得金額＝「0」円
	700,001円から1,299,999円まで	年金の総収入金額－700,000円＝年間総所得金額
	1,300,000円から4,099,999円まで	年金の総収入金額×0.75－375,000円＝年間総所得金額
	4,100,000円から7,699,999円まで	年金の総収入金額×0.85－785,000円＝年間総所得金額

(4) 市営住宅入居申込の収入に含まれないもの

- ・障害年金・労災保険金・生活保護法による扶助費・休業補償・雇用保険金・遺族年金・仕送り

(5) 申込家族の中で収入のある方が2人以上いる場合

入居しようとする家族の中に収入のある方が2人以上いる場合は、それぞれ上記（1）～（3）の計算方法にしたがって、年間総所得金額を算出して、合算してください。

申込者本人の年間総所得金額＋同居予定者の年間総所得金額＝合計年間総所得金額（A）

(6) 各種控除の内容および控除額

所得から控除する金額 2～8 の控除対象者は「所得税法上認定された方」であることが必要です。

この表は収入基準の認定月額を算出するときに必要です。

控除名	控除の内容	控除額	
1 親族控除	入居申込家族及び別居の扶養親族（申込者本人及び胎児は含みません）	1人につき 380,000 円	
特別控除対象者	2 特定扶養親族控除	所得税法上の扶養親族のうち、年齢 16 歳以上 22 歳以下の方	1人につき 250,000 円
	3 老人扶養控除	所得税法上の扶養親族のうち、年齢 70 歳以上の方	
	4 老人控除対象配偶者控除	所得税法上の控除対象配偶者のうち、年齢 70 歳以上の方	
	5 障害者控除	申込者本人及び扶養親族のうち ア 身体障害者手帳の交付を受けている方で1・2級以外の方 イ 精神障害者手帳の交付を受けている方で2・3級の方 ウ 中度・軽度の知的障害者の方（療育手帳表示B） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症以下の方 オ 年齢65歳以上の方で障害の程度がア、ウと同程度であることを福祉事務所又は保健福祉センターの所長より認定書の交付を受けている方	1人につき 270,000 円
	6 特別障害者控除	申込者本人及び扶養親族のうち ア 身体障害者手帳の交付を受けている方で1・2級の方 イ 精神障害者手帳の交付を受けている方で1級の方 ウ 重度の知的障害者の方（療育手帳表示A） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第3項症までの方 オ 心神喪失の状況にある方 カ 国民年金法施行令別表の1級と同程度の方 キ 原子爆弾の被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方 ク 常に就床を要し、複雑な介護を要する者 ケ 年齢65歳以上の方で障害の程度がア～ウと同程度であることを福祉事務所又は保健福祉センターの所長より認定書の交付を受けている方	1人につき 400,000 円
7 寡婦控除	・夫と死別した後婚姻していない方又は夫の生死の明らかでない方で所得が500万円以下の方 ・夫と死別し、もしくは離婚した後婚姻していない方又は夫の生死の明らかでない方でその年分の総所得金額が38万円以下の扶養親族又のある方	所得がある場合 270,000円 ただし、所得が270,000円未満の場合はその額	
8 寡夫控除	妻と死別し、もしくは離婚した後婚姻していない方又は妻の生死が明らかでない方でその年分の総所得金額が38万円以下で本人と生計を一つにする子（他の人の控除対象配偶者又は扶養親族とされる人を除く）のうち所得が500万円以下の方		

※生計を一つにするとは、日常生活を共にすることを言いますが、勤務の都合上妻子と別居している場合またはその親族が修学、療養などのために別居している場合でも、余暇にはその親族のもとで起居をともにし、常に生活費、学資金または療養費などを送金しているときは、生計を一つにするものとして取り扱われます

控除額の計算

控除名	控除額の計算方法			
親族控除	38万円	×	人数	= (1) 万円
	※同居親族は、入居申込家族（婚約者および内縁関係者含む）のうち申込者本人以外の人数です。 ※収入ある方も含みます。			
特定扶養親族控除	25万円	×	人数	= (2) 万円
老人扶養控除 老人控除対象配偶者控除	10万円	×	人数	= (3) 万円
障害者控除	27万円	×	人数	= (4) 万円
特別障害者控除	40万円	×	人数	= (5) 万円
寡婦・寡夫控除	27万円	×	人数	= (6) 万円
	ただし、その所得が27万円未満のときは、その所得のみ控除			
控除額合計	(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)			= (B) 万円

(7) 認定月額の計算方法

上記の計算式により算出した合計年間総所得金額 (A) から上記控除額合計 (B) を差し引き、12で割り認定月額を計算してください。認定月額により、家賃区分が決まり、家賃が変わります。
(認定月額による家賃は、「市営空き家募集住宅一覧表」を参照してください。)

$$\left(\text{合計年間控除額合計総所得金額 (A)} - \text{控除額合計 (B)} \right) \div 12 = \text{認定月額}$$

公営住宅：認定月額が158,000円以下の方が申し込み対象世帯となります。
ただし、裁量階層世帯の方は、認定月額214,000円以下の方までが申し込み対象世帯となります。

改良住宅：認定月額が114,000円以下の方が申し込み対象世帯となります。
その他住宅：ただし、裁量階層世帯の方は、認定月額139,000円以下の方までが申し込み対象世帯となります。

家賃区分一覧表

公営住宅

階層	家賃区分	認定月額
一般階層	ア	0円～104,000円以下
	イ	104,001円～123,000円以下
	ウ	123,001円～139,000円以下
	エ	139,001円～158,000円以下
裁量階層	オ	158,001円～186,000円以下
	カ	186,001円～214,000円以下

改良住宅、その他住宅

階層	家賃区分	認定月額
----	------	------

一般階層	ア	0円～104,000円以下
	イ	104,001円～123,000円以下
裁量階層	イ	114,001円～123,000円以下
	ウ	123,001円～139,000円以下

(8) 裁量階層世帯について

高齢者、障害者等の真に住宅に困窮する方へ市営住宅を的確に供給するために入居収入基準が一般の世帯に比べ緩和されています。裁量階層に該当する世帯は、下の表のとおりです。

裁量階層世帯		要件
ア	心身障害者世帯	次のいずれかに該当する方がいる世帯。 1 身体障害者手帳を所持し、その等級が1級～4級の方 2 精神障害者保健福祉手帳を所持している方 3 知的障害者で療育手帳を所持している方 4 戦傷病者手帳を所持し、障害の程度が恩給法の特別項症～第6項症まで又は第1款症の方
イ	原子爆弾被爆者世帯	原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
ウ	引揚者世帯	海外からの引揚者で、引揚後5年以内の方がいる世帯
エ	60歳以上の世帯	世帯全員が60歳以上の世帯（18歳未満の同居者を含む場合も可） ※ただし、公営住宅法施行令改正の経過措置により昭和31年4月1日以前に生まれた方についても裁量階層世帯となります。
オ	ハンセン病療養所入所者世帯等	入居者又は同居者にハンセン病療養所入所者等がいる世帯
カ	小学校修了前の子がいる世帯	同居者に小学校修了前の方がいる世帯 ※入居後に、対象となる子どもが中学校に就学した場合は、裁量階層世帯には該当しなくなります。